令和2年4月28日

利用者さん、ご家族、支援機関および支援者各位

**緊急事態宣言期間中の**

**スマイルパークCHOFUの運営について**

4/9に調布市障害福祉課より配布されたメールをもとに、緊急事態宣言期間中の運営についてお知らせいたします。

* 在宅支援について　***～通所しない利用者さん～***

希望する利用者さんに、在宅での支援を実施いたします。

* 軽作業品を持ち帰っていただき作業
* 各自宅でのPCプログラムの勉強
* その他就労に向けてのスキルアッププログラム　など

を行っていただき、**作業開始時、および作業終了時の最低2回、**

**スタッフと電話面談等をすることで**、在宅支援といたします。

* 在宅支援の目的は、利用者さんの通所時の感染防止と、事業所内の三密を軽減すること、就労に向けて積み上げてきた努力を無駄にしないよう訓練を継続するためです。
* 時間を短縮して開所することについて　***～通所する利用者さん～***

希望する利用者さんには、いままで通り通所していただきますが、

サービス提供時間（作業時間）を午前10時～午後3時までとさせていただきます。

**～通所した際は、以下のことにご理解、ご協力をお願いいたします～**

**消毒の徹底、検温表への体温記入、マスク着用の励行、**

**咳エチケットの徹底、間隔をあけての着席**

また、通所人数が多い日などは、休み時間や食事時間をずらし、利用者さんやスタッフが一斉に飲食をしないように調整させていただくことがあります。

* 時短開所の目的は、事業所内での密集の軽減と、混雑時の公共機関の利用を避けるためですので、利用者さんが、必ず午後3時に退所しなくてはいけないわけではありません。利用者さんが、**帰宅、通院などの時間調整で、午後3時以降も事業所内に滞在する方は、密集、密接を避け、穏やかに過ごしてください。**